

地震保険制度と共済に係る勉強会 説明資料①

厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課

消費生活協同組合業務室

(1) 監督の実務

【参考】 連合会と会員生協の関係図

(1) 監督の実務

共済事業規約に係る認可（生協法第40条）

- ・ 共済事業規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

報告の徴収（生協法第93条の3）

- ・ 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その業務又は会計の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

行政庁による検査（生協法第94条）

- ・ 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合（子会社等又は委託会社も含む）の業務又は会計の状況を検査することができる。

監督上の処分等（生協法第94条の2）

- ・ 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。
- ・ 行政庁は、共済を図る事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、共済事業規約の認可を取り消すことができる。

(1) 監督の実務

支払余力比率

第五十条の五 行政庁は、共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合の経営の健全性を判断するための基準として共済金、返戻金その他の給付金の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

- 一 出資の総額、準備金の額その他の厚生労働省令で定めるものの額を用いて厚生労働省令で定めるところにより計算した額
- 二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の見積りを超えるものに対応する額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額

・共済事業を行う組合は、将来の共済金等の支払いに備えて責任準備金を積み立てているため（法50条の7）、通常の見積り可能な範囲のリスクに対しては対応することができる。しかしながら、巨大地震や株の大暴落など、通常見込みできないような出来事が起こる場合がある。支払余力比率は、責任準備金により担保される通常の見積りを超えて発生するリスクに対応できる支払余力を有しているかどうかを判断するための指標の一つ。組合の経営の健全性を確保するため、支払余力比率が基準値を下回ると、早期是正措置を発動する。

支払余力比率の適切性（早期是正措置）

- ・組合の経営の健全性を確保するため、「共済金等の支払能力の充実を示す比率」という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、組合の経営の早期是正を促していく。
- ・各組合より、毎事業年度の事業報告書において支払余力比率の報告を受け、厚生労働省令に定める対象区分（※）に該当する場合は、改善計画の提出を求める。（※）施行規則第248条の2及び第248条の3 別表第6

支払余力比率に係る区分	命令
非対象区分（支払余力比率が二〇〇パーセント以上であるもの）	
第一区分（支払余力比率が一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満であるもの）	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 ⇒監督指針上は原則1年以内に200%以上の水準を達成する内容の計画を実行する規定
第二区分（支払余力比率が〇パーセント以上一〇〇パーセント未満であるもの）	次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一～十二（略） ⇒監督指針上は原則1年以内に100%以上の水準を達成する内容の計画を実行する規定
第三区分（支払余力比率が〇パーセント未満であるもの）	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

(1) 監督の実務

共済事業向けの総合的な監督指針【財務の健全性・統合的リスク管理態勢】

責任準備金等の積立ての適切性

- ・ 組合は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、法令等に基づき責任準備金等を積み立てなければならない。

早期警戒制度

- ・ 組合の経営の健全性を確保していくための手法としては、法令等に基づき、支払余力比率による「早期是正措置」が定められているところであり、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされなければならない。

仕組開発に係る内部管理態勢

- ・ 組合が仕組開発を行うに当たっては、法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備を求めている。

資産運用リスク管理態勢

- ・ 組合は、共済掛金として收受した金銭その他の資産について、有価証券の取得その他の方法により運用を行っている。これら資産運用に係るリスクを認識した上で、適切な資産運用リスク管理態勢の整備が重要である。資産運用は、法令等の趣旨に従って安全かつ効率的に行うべきものであることから、資産運用を担当する者の知識経験等に鑑みて、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のリスクを組合として適切に管理できる範囲で行うことを求めている。

流動性リスク管理態勢

- ・ 共済掛金収入等の状況により資金繰りに支障をきたした場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から資金繰り状況を注視し、適切にリスク管理していくことを求めている。

- ・ 組合に対する検査や報告徴求等を通じて、必要に応じて内部管理態勢の改善等を求め、重大な問題があると認められる場合には、法令に基づき行政処分等を行う。

(1) 監督の実務

国（厚生労働省）

許認可、監督

【許認可】

- ・組合の定款の変更（法第40条第4項）
- ・組合の共済事業規約等の変更等（法第40条第5項及び第6項）
- ・組合の員外利用（法第12条）
- ・組合の設立（法第57条第1項）、解散（法第62条第2項）、解散組合の継続（法第63条）、組合の合併（法第69条）

【監督】

- ・検査の実施（法第94条第2項）
 - ※ 4～6年に一度の周期で実施（周期について特段の定めはない。）
- ・共済生協に対する検査（法第94条第3項及び第4項）
 - ※ 責任共済を行う生協については、法に基づき毎年実施
- ・組合員の請求による検査（法第94条第1項）
 - ※ 不正等が疑われる場合に実施
- ・決算関係書類等の提出（法第92条の2）
- ・報告徴収（法第93条）
- ・法令等の違反に対する処分（法第94条の2及び第95条）
- ・行政庁による取消し（法第96条）

法執行事務として指導を行う業務

① 集団指導（所管組合に対し毎年度1回実施）

→ 内部管理体制や会計実務など基本的事項の徹底を図る。

② 個別指導（随時）

・ 個別ヒアリング（検査後のフォローアップ）

→ 検査実施後、改善報告事項について改善状況の確認を行う。

・ 重点的個別指導（課題の多い生協への指導）

→ 直近の検査で多くの問題点が認められた組合に対して実施する。

都道府県の行う生協の監督等への支援

都道府県が自治事務として実施する生協の監督等について、国と同様の視点で実施できるよう会議の開催や監督指針等を通知する。

- ・ 全国担当者会議や会計研修会の実施
- ・ 共済事業向け監督指針や検査マニュアル等の通知
- ・ 都道府県からの照会事項への対応 等

許認可事務の申請
決算関係書類等の提出



許認可・監督等

生協

- ※ 厚生労働大臣所管 56組合
- ※ 都道府県知事所管 841組合



許認可・監督等



許認可事項の申請
決算関係書類等の提出

都道府県（自治事務）

都道府県所管に係る許認可、監督等

※ 一都道府県で活動する組合又は一都道府県を越え、一地方厚生局管轄区域内で活動する組合



助言

【参考】消費生活協同組合連合会と会員生協の関係図

